平成２１年（フ）第１８号
新潟県三条市嘉坪川２丁目９番21号
破産者　渡辺　修也
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１５８号
金沢市玉鉾１丁目168番地
破産者　有限会社グレイス（旧商号有限会社ＧＯＯＤＷＩＬＬ）
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４６号
静岡県浜松市中区野口町522番地
破産者　両角　英明
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１９３３号
愛知県知多市新舞子字南西田10番地の１
破産者　林　　豊三
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４号
名古屋市中区栄１丁目22番２号ライオンズホテル名古屋842号
破産者　名古屋海外株式会社
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　109号棟508号室
破産者　村上るみこ
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７５号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神129番地の13
破産者　有限会社櫻井住設サービス
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４５３５号
大阪市淀川区塚本３丁目１番４号
破産者　信栄電設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２７１号
和歌山市土入168―63、開始決定時の住所大阪府八尾市刑部４丁目326番地
破産者　藤田　勝英
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２７２号
大阪府八尾市八尾木北５丁目46番４号
破産者　有限会社藤田建設
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７２５号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　三国水産株式会社
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２６４号
大阪市都島区内代町２丁目７番38号柴山ハウビル502号
破産者　株式会社アルク
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１０１号
大阪府高槻市萩谷月見台14番２号
破産者　有限会社三栄テック
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３０５号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目14番19号
破産者　有限会社瘦健医学研究所
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３１４号
大阪府吹田市江の木町１番24号
破産者　株式会社サードプレイス
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４６号
兵庫県西宮市笠屋町23番８号
破産者　近畿フエンス工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１９年（フ）第８６号
兵庫県丹波市春日町中山107番地
破産者　伊藤　直樹
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第９００号
東京都昭島市福島町３丁目21番６号
破産者　有限会社システムオール
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第９０１号
東京都昭島市福島町３丁目21番６号
破産者　小林　　純
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２７４号
新潟県長岡市東坂之上町２丁目２番地９
破産者　有限会社山田酒店
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第２７５号
新潟県長岡市東坂之上町２丁目２番地９
破産者　山田　行夫
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
新潟県長岡市学校町３丁目６番３号
破産者　岡部　俊男
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第６４号
三重県津市垂水18番地40
破産者　後藤　三郎
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係